

意匠審査基準

平成14年1月

特許庁審査業務部意匠課

意匠審査基準室

意匠審査基準について

意匠審査基準は、意匠審査における意匠法の統一的な条文解釈及びその運用を図るためのものであり、古くは昭和5年頃に「意匠審査取極」として既に存在し、その後昭和34年改正意匠法に対応すべく昭和43年6月に公表された「意匠審査基準」が数度の若干の追加修正等を経つつも約30年以上に渡り活用されてきた。

その後、平成10年に大幅な意匠法の改正が行われ、更に平成11年においても一部の条文について改正が行われ、その改正条文の解釈及びその運用に関し、「平成10年改正意匠法 意匠審査の運用基準」、「平成11年改正意匠法 意匠審査の運用基準」において統一的な運用を図ってきたが、審査実務においては、それらに加え既存の「意匠審査基準」をも併せ読む必要があった。

このような状況を踏まえ、意匠審査基準室では既存の「意匠審査基準」、「平成10年改正意匠法 意匠審査の運用基準」、「平成11年改正意匠法 意匠審査の運用基準」に基づき、意匠の審査実務に関わる条文ごとに「意匠審査基準」を再編集し、公表することとした。

平成14年1月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準 沿革

昭和43年 6月12日
昭和60年 6月27日一部追加
昭和60年 6月27日一部改正
昭和60年12月11日一部修正
昭和62年 3月 5日一部追加
昭和63年 3月15日一部追加
平成 元年 3月23日一部追加
平成 5年 4月23日一部修正
平成 5年11月 8日一部修正
平成 6年 6月16日一部修正
平成14年 1月31日一部追加
平成14年 1月31日一部修正

目次

第1部 願書・図面

第1章 意匠登録出願	1
11 関連条文	1
11.1 意匠法第6条の規定	2
11.2 願書及び図面の意義	2
第2章 意匠登録出願に係る意匠の認定	4

第2部 意匠登録の要件

第1章 工業上利用することができる意匠	6
21 関連条文	6
21.1 意匠法第3条第1項柱書の規定	8
21.1.1 意匠を構成するものであること	8
21.1.1.1 物品と認められるものであること	8
21.1.1.2 物品自体の形態であること	9
21.1.1.3 視覚に訴えるものであること	10
21.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること	10
21.1.2 意匠が具体的なものであること	11
21.1.3 工業上利用することができるものであること	16
第2章 新規性	18
22 関連条文	18
22.1 意匠法第3条第1項各号の規定	18
22.1.1 意匠法第3条第1項第1号	18
22.1.1.1 意匠登録出願前について	18
22.1.1.2 公然知られた意匠について	19
22.1.1.3 公然知られた意匠として取り扱わない意匠	19
22.1.1.4 公然知られた意匠に該当する場合の取扱い	19
22.1.2 意匠法第3条第1項第2号	19
22.1.2.1 意匠登録出願前について	19
22.1.2.2 頒布について	20
22.1.2.3 刊行物について	20
22.1.2.4 刊行物の頒布された時期の取扱い	20
22.1.2.5 意匠登録出願の時と刊行物の頒布された時期の判断について	21
22.1.2.6 刊行物に記載された意匠について	21
22.1.2.7 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠について	21
22.1.2.8 インターネットを通じて得られる意匠情報の審査上の取扱い	22
22.1.2.8.1 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が公衆に 利用可能な情報であること	23
22.1.2.8.2 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が	

その内容のとおり掲載されていたこと	24
22.1.2.9 電子的意匠情報としてインターネットにのせられた意匠について	26
22.1.3 意匠法第3条第1項第3号	26
22.1.3.1 公知の意匠と全体意匠との類否判断	26
第3章 創作非容易性	28
23 関連条文	28
23.1 意匠登録出願前について	28
23.2 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について	28
23.3 公然知られたについて	28
23.4 創作非容易性の判断の基礎となる資料	28
23.4.1 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合	29
23.4.2 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合	29
23.4.3 公然知られた意匠又は広く知られた意匠	29
23.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例	30
23.5.1 置換の意匠	30
23.5.2 寄せ集めの意匠	35
23.5.3 配置の変更による意匠	38
23.5.4 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠	39
23.5.5 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を ほとんどそのまま表したにすぎない意匠	41
23.5.5.1 公然知られた形状や模様に基づく意匠	41
23.5.5.2 自然物並びに公然知られた著作物及び建造物等に基づく意匠	42
23.5.6 商慣行上の転用による意匠	43
23.6 創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示	45
23.7 当業者にとってありふれた手法であることの提示	45
23.8 意匠法第3条第1項各号との適用関係	45
第4章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外	46
24 関連条文	46
24.1 意匠法第3条の2の規定	46
24.1.1 意匠法第3条の2の規定の適用の基礎となる意匠公報について	46
24.1.2 願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に 現された意匠について	46
24.1.3 先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図	47
24.1.3.1 全体意匠の意匠登録出願の場合	47
24.1.3.2 部分意匠の意匠登録出願の場合	47
24.1.3.3 組物の意匠の意匠登録出願の場合	47
24.1.4 意匠の一部について	48
24.1.5 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と 後願の全体意匠との類否判断	48
24.1.6 意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件	48
24.1.6.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠に ついての新出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日	49

24.1.6.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の 意匠法第3条の2の規定の判断の基準日	49
24.1.6.3 意匠法第3条の2の規定により拒絶の理由を通知する時期	49
24.2 意匠法第3条の2の規定に該当する全体意匠の意匠登録出願の例	49

第3部 新規性の喪失の例外

31 関連条文	53
31.1 意匠法第4条第1項及び第2項の規定	53
31.1.1 意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件	53
31.1.2 意匠法第4条第1項の規定を適用するための確認事項	53
31.1.2.1 公開時における公開意匠についての意匠登録を 受ける権利を有する者	54
31.1.2.2 公開時における公開意匠についての意匠登録を 受ける権利を有する者の意に反して公開された事実	54
31.1.2.3 公開時における公開意匠についての意匠登録を 受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること	54
31.1.2.4 当該意匠登録出願が、公開意匠が最初に公開された日 から6か月以内に出願されていること	55
31.1.3 意匠法第4条第1項の規定の適用を受けるための 手続に関する時期的要件	55
31.1.4 意匠法第4条第2項の規定を適用するための要件	55
31.1.5 意匠法第4条第2項の規定を適用するための確認事項	55
31.1.5.1 証明する書面に記載された公開時における公開意匠に ついての意匠登録を受ける権利を有する者	56
31.1.5.2 証明する書面に記載された公開時における公開意匠に ついての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、 当該公開意匠が公開された事実	56
31.1.5.3 証明する書面に記載された公開時における公開意匠に ついての意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願 をしていること	56
31.1.5.4 当該意匠登録出願が、証明する書面に記載された意匠 が最初に公開された日から6か月以内に出願されていること	56
31.1.6 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための具体的な手続	57

第4部 意匠登録を受けることができない意匠

41 関連条文	58
41.1 意匠法第5条の規定	58
41.1.1 公の秩序を害するおそれがある意匠について	58
41.1.2 善良の風俗を害するおそれがある意匠について	58
41.1.3 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠について	58
41.1.4 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠について	59
41.1.4.1 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる	

意匠と認められるものの類型	59
41.1.4.1.1 標準化された規格に該当する規格の例	60

第5部 一意匠一出願

51 関連条文	61
51.1 意匠法第7条の規定	61
51.1.1 経済産業省令で定める物品の区分	61
51.1.2 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例	62
51.1.2.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例	62
51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例	62
51.1.2.3 部分意匠についての取扱い	63

第6部 先願

61 関連条文	64
61.1 意匠法第9条の規定	64
61.1.1 意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用の対象となる 意匠登録出願	64
61.1.2 先願として取り扱われる意匠登録出願の類型	65
61.1.3 先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の類型	65
61.1.4 全体意匠と全体意匠との類否判断	65
61.1.5 同一又は類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願	65
61.1.6 同一の意匠について同日にされた意匠登録出願	66
61.1.7 類似の意匠について同日にされた意匠登録出願	66
61.1.8 同一又は類似の意匠について同日にされた意匠登録出願の取扱い	66
61.1.8.1 複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾すると 認められるものの例	67
61.1.8.2 協議指令に対する届出を伴わず、そのうちの一部の 意匠登録出願にのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは 補正の補正が行われた場合の取扱い	68
61.1.9 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての 新出願の意匠法第9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日	68
61.1.10 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の 意匠法第9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日	68

第7部 個別の意匠登録出願

第1章 部分意匠	69
71 関連条文	69
71.1 部分意匠とは	69
71.2 部分意匠の意匠登録出願における願書・図面	70
71.2.1 部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項	70
71.2.2 部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載	71

71.3 部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定	72
71.4 部分意匠に関する意匠登録の要件	73
71.4.1 工業上利用することができる意匠	73
71.4.1.1 意匠を構成するものであること	74
71.4.1.1.1 物品と認められるものであること	74
71.4.1.1.2 物品自体の形態であること	74
71.4.1.1.3 視覚に訴えるものであること	75
71.4.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること	75
71.4.1.1.5 一定の範囲を占める部分であること	75
71.4.1.1.6 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること	76
71.4.1.2 意匠が具体的なものであること	77
71.4.1.3 工業上利用することができるものであること	80
71.4.2 新規性	80
71.4.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号	80
71.4.2.2 意匠法第3条第1項第3号	80
71.4.2.2.1 公知の意匠と部分意匠との類否判断	80
71.4.2.2.2 意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の 意匠登録出願の例	82
71.4.3 創作非容易性	85
71.4.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠	85
71.4.4.1 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と 後願の部分意匠との類否判断	85
71.4.4.2 意匠法第3条の2の規定に該当する部分意匠の例	86
71.5 部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外	86
71.6 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定	86
71.7 部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願	86
71.7.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例	86
71.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例	86
71.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例	87
71.7.1.2.1 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれるものであっても一意匠と取り扱うものの類型	87
71.8 組物の意匠に係る部分意匠	88
71.9 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定	88
71.9.1 部分意匠と部分意匠との類否判断	88
71.9.1.1 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例	89
71.9.1.2 意匠法第9条第2項又は第10条において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例	90
71.10 部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更	90
71.10.1 部分意匠の意匠の要旨	90
71.10.2 要旨を変更するものとなる補正の類型	90
71.10.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い	91

71.10.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い	92
71.11 部分意匠の意匠登録出願に関する分割	93
71.11.1 意匠ごとに出願されていない部分意匠の分割	93
71.11.2 意匠ごとに出願された意匠登録出願の一部を一又は 二以上の部分意匠の意匠登録出願とする分割	94
71.12 特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の 意匠登録出願への出願の変更	94
71.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願	94
第2章 組物の意匠	96
72 関連条文	96
72.1 組物の意匠とは	96
72.1.1 組物の意匠と認められる要件	96
72.1.1.1 願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが 経済産業省令で定めるものであること	96
72.1.1.2 構成物品が適当であること	97
72.1.1.3 組物全体として統一があること	98
72.1.1.3.1 組物全体として統一があると認められるものの類型	98
72.1.1.3.1.1 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、 同じような造形処理で表されていることによって、 組物全体として統一があると認められる場合の例	99
72.1.1.3.1.2 構成物品が全体として一つにまとまった形状又は模様を 表すことによって、組物全体として統一があると認めら れる場合の例	101
72.1.1.3.1.3 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合 によって、物語性など観念的に関連がある印象を与える ことにより組物全体として統一があると認められる場合 の例	102
72.1.2 組物の意匠に係る部分意匠	102
72.1.3 組物の意匠に関する意匠登録の要件等の判断	102
72.1.4 組物の意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外	102
72.1.5 組物の意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更	103
72.1.5.1 組物の意匠の意匠の要旨	103
72.1.5.2 要旨を変更するものとなる補正の種類	103
72.1.5.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い	103
72.1.5.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い	104
72.1.6 組物の意匠の意匠登録出願に関する分割	105
72.1.6.1 組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割	105
72.1.6.2 組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割	105
72.1.7 パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願	105
第3章 関連意匠	106
73 関連条文	106
73.1 関連意匠とは	107

73.1.1 関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠	107
73.1.1.1 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること	107
73.1.1.2 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること	107
73.1.1.3 本意匠と同日に出願された意匠登録出願であること	107
73.1.1.3.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の 意匠についての新出願の意匠法第10条第1項の 規定の判断の基準日	108
73.1.1.3.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の 意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日	108
73.1.2 関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い	108
73.1.3 本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い	109

第8部 願書・図面等の記載の補正

第1章 補正	110
81 関連条文	110
81.1 補正とは	110
81.1.1 補正の内容的制限	111
81.1.2 補正の時間的制限	111
第2章 補正の却下	112
82 関連条文	112
82.1 補正の却下とは	112
82.1.1 意匠の要旨と意匠の要旨の認定	112
82.1.2 要旨の変更	112
82.1.2.1 要旨を変更するものとなる補正の種類	112
82.1.2.1.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて 当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更 するものと認められる場合	112
82.1.2.1.2 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするもの と認められる場合	113
82.1.2.2 要旨を変更するものとはならない補正の種類	113
82.1.2.2.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて 当然に導き出すことができる同一の範囲のものに訂正 する場合	113
82.1.2.2.2 意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分の 記載不備を不備のない記載に訂正する場合	114

第9部 特殊な意匠登録出願

第1章 意匠登録出願の分割	115
91 関連条文	115
91.1 意匠法第10条の2の規定	115
91.1.1 意匠登録出願の分割の要件	115

91.1.2 適法な意匠登録出願の分割の手續とは認められない場合の例	116
91.1.3 分割の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い	116
91.1.4 分割による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失 の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約に よる優先権等を主張しようとする場合の提出書面について	116
第2章 出願の変更	117
92 関連条文	117
92.1 意匠法第13条の規定	117
92.1.1 意匠登録出願への変更の要件	117
92.1.2 適法な意匠登録出願への変更の手續とは認められない場合の例	118
92.1.3 変更の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い	118
92.1.4 変更による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失 の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約に よる優先権等を主張しようとする場合の提出書面について	118
第3章 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例	119
93 関連条文	119
93.1 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例の取扱い	119
第4章 補正後の意匠についての新出願	120
94 関連条文	120
94.1 意匠法第17条の3の規定	120
94.1.1 補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな 意匠登録出願の要件	120
第10部 パリ条約による優先権等の主張の手續	
101 関連条文	121
101.1 パリ条約による優先権等の主張の効果	122
101.1.1 パリ条約による優先権等を主張するための手續	123
101.1.2 パリ条約による優先権等を主張する場合の優先期間	123
101.2 パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件	123
101.3 パリ条約による優先権等の主張の効果が認められない場合の例	124
第11部 その他	
第1章 特徴記載書	125
111 関連条文	125
111.1 特徴記載書とは	125
111.1.1 提出手續	125
111.1.2 意匠公報への掲載	125
別添 組物の構成物品表	126

凡 例

1 . 全体において使用される省略記載

- 「願書に添付した図面等」 = 願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本
- 「公知の意匠」 = 意匠法第3条第1項第1号又は第2号の意匠
- 「公開意匠」 = 公知の意匠に該当するに至った意匠
- 「電子的意匠情報」 = インターネットを通じて得られる意匠情報
- 「当業者」 = その意匠の属する分野における通常の知識を有する者
- 「先願に係る意匠として
開示された意匠」 = 先願の意匠登録出願人によって、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品の形態として開示された意匠
- 「一組の図面」 = 立体的なものの場合は、正投影図法により同一縮尺で作成された正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図、又はそれらと置き換え可能な図。平面的なもの場合は、同一縮尺で作成された表面図及び裏面図
- 「その他必要な図」 = 一組の図面だけでは意匠登録出願に係る意匠を十分表現できないときに加える、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図
その他必要な図
- 「別表第一」 = 意匠法施行規則別表第一
- 「別表第二」 = 意匠法施行規則別表第二
- 「本意匠」 = 自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠
- 「構成物品」 = 組物を構成する物品
- 「定められた構成物品」 = 「構成物品表」に定められた構成物品

2 . 一部において使用される省略記載

- 「形態」 = 形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

ただし、「創作非容易性」に関する項目においては「形態」とはいわない。
これは、意匠法第2条第1項に規定される「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」は意匠の構成要件として物品と混然一体となるものであるのに対し、意匠法第3条第2項に規定される「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」とは、物品を離れた形状のみあるいは模様のみといった独立した要素又はこれら独立した要素の結合をも意味することから、両者の違いを明確にするためである。

具体的には、第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」及び第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」においては「形態」とはいわない。

また、第7部「個別の意匠登録出願」第2章「組物の意匠」72.1.1.3「組物全体として統一があること」及び72.1.1.3.1「組物全体として統一がある」と認められるものの類型においても、組物全体として統一があるか否かの判断が、物品を離れた形状のみあるいは模様のみといった独立した要素又はこれら独立した要素の結合に基づいても行われることから、同様に「形態」とはいわない。